

市場アクセスに関する議長統合参照ペーパーの概要

[]内は、議長が付したコメント

定義

- ・ 基準期間は[1995年]から[2000年]とする。
- ・ 実施期間は[2008年]から[]年までとする。

市場アクセス

A 関税削減の階層方式

- ・ 階層方式に従い以下のように関税を削減する。

関税率 0% ~ 20/30%の階層では 20-65%削減

関税率 20/30% ~ 40/60%の階層では 30-75%削減

関税率 40/60% ~ 60/90%の階層では 35-85%削減

関税率 60/90%以上の階層では 42-90%削減

議長コメント：現実の差は公式の立場の差ほど大きくない。境界と削減率はG20提案が中心で、G20提案よりもどの程度上にするか下にするかを交渉すべき。G10ベースで合意に達することはないだろう。

(B 上限関税

- ・ 関税削減後[75%][100%]より高い関税は、その水準まで下げる。)

議長コメント：全体を括弧書きにしているのは、上限を求める国、完全に拒絶する国があるため。現在はまだ階層方式の下で上限関税の役割を評価している段階。階層方式自体、高関税を引き下げる効果あり。上限関税の設置により明らかに均衡を欠いた結果にならないようにすべき。評価に当たってはこの点に留意すべき。

C 重要品目

重要品目の数

- ・ 有税品目の[1-15%]のタリフラインを重要品目に指定することができる。

議長コメント：15%では多過ぎるし、1%では各国の政治的懸念に答えられない。タリフラインの割合にすると絶対数が国によって異なり、同じ数でも貿易に対する影響の大小があるので、すべての焦点をタリフラインの数や割合に当てるのは疑問。(貿易量の割合という考え方を提示。)

重要品目の扱い

- ・ 関税削減率は階層方式の[少なくとも 70%][20%, 50%, 80%][1/3 ~ 2/3]。

〔 議長コメント：30-70%という幅の中で交渉していくのが適当ではないか。
関税削減を 0 とすることは現実的ではない。 〕

・ 関割拡大

- ・ 拡大のベースは[国内消費量][関割枠][輸入量]。

・ (拡大方式については、G20、G10、米国、EU の現在テーブルに載っている案を列記)

(・ 現行関割枠の消費量に占める割合が[]%以上のときは[]によって調整される。)

(・ [現行関割枠][現行輸入量]の消費量に占める割合が[]%未満のときは[]によって調整される。)

(・ 関割がない場合は、関割を[新設しないことも選択可能][新設してはならない]。)

〔 議長コメント：全く収れんの範囲になっておらず、数日間で集中的な交渉が必要。ただし、いずれの提案も変数×係数の構造であり、係数次第で同じような結果となりうることに留意。 〕

D その他の事項

- ・ タリフエスカレーション
- ・ 関税簡素化
- ・ 枠内税率
- ・ 関割運用
- ・ 特別セーフガード
[廃止][改革プロセス中有効][現在の対象品目を制限]

E S & D

- ・ 特別品目
数は[少なくともタリフラインの 20%][5 タリフラインまで]
- ・ 途上国向け特別セーフガード
- ・ 熱帯産品
- ・ 特惠浸食

F 新規加盟国

G L D C

H 綿花

I 小規模脆弱経済国

議長参照文書の概要

. 貿易歪曲的国内支持の全体的削減

はじめに

- 全体的削減の機能については加盟国間で異なる見方あり。副次的なものを見ている国もあれば、より積極的な役割を有し、固有の制限機能を果たすとしている国もある。削減率に関する立場の違いを狭めることも必要。

貿易歪曲的国内支持の全体的削減の構成要素

- 全体的削減には、総合AMSの最終約束水準、デミニミス及び青の政策という3つの構成要素あり。
- 各国の全体的削減の削減対象額を設定するに当たり、デミニミス及び青の政策の要素を算定するための基準期間の合意が必要。先進国については、UR実施期間（1995-2000年）を使用することに反対なし。途上国には1995-2000年又は1995-2004年との提案あり。

階層方式

- 枠組み合意及び香港閣僚宣言に基づき、最上位階層にEU、中位階層に米国及び日本、最下位階層にその他の先進国及びすべての途上国が入る階層方式により削減。
- 削減率の幅は大きく、その差を埋めることは簡単ではない。
- 枠組み合意により、実施期間を通じて削減対象額の80%を超えないこととされたが、「水」が組み込まれていると考える国が前倒し削減を要求している一方、「水」に焦点を当てるなら他分野でも前倒しすべきとの意見もある。
- S & Dについては、最下位階層の先進国より長い実施期間及びより低い削減率とすべきとの提案あり。最下位階層の先進国の削減率の3分の2未満とすべきという提案もあり。

AMS・デミニミス

総合AMS最終約束水準

- ・ 枠組み合意及び香港閣僚宣言に基づき、総合AMSの最終約束水準は、ECが最上階層、米国と日本が中位階層、AMSを有する他の国が最下階層に入る階層方式により削減。
- ・ 削減率については今年になって進展はなく、違いを埋めていく必要。
- ・ 中位・最下位階層に位置し、総合AMSが農業総生産額に対して相対的に高い先進国の追加的努力についても、モダリティを作成する必要。
- ・ S & Dについて、削減率を先進国の2 / 3未満とし、実施期間を長期化するという提案あり。

品目別AMSの上限

- ・ 基準期間については、「1995-2000年(途上国は1995-2004年とすることも可能)」と「1999-2001年」という2つの提案。
- ・ どちらかを選択することにより、特に支持政策が大きく変化している国にとって、大きな影響を受ける場合あり。実行的な解決策を考える必要。例えば、支持が2000年以降に導入された場合を除き、1995-2000年とするという案。
- ・ 基準期間内におけるデミニミス水準以下の支持については、上限をデミニミス水準又はその品目の生産額の数%とすることが広く受け入れ。
- ・ 実施については、実施期間当初から適用されるのか、段階的に導入する(例えば、総合AMS約束の段階的削減と並行して)のか、決定する必要。
- ・ S & Dについて、途上国に対しては、()1995-2000年又は1995-2004年間の平均実行水準、()品目特定のデミニミスの2倍の水準、()総合AMSの最終約束水準の20%、との提案あり。

デミニミス

- ・ 香港閣僚宣言で、AMS約束を行っていない途上国の削減免除が決定。

- ・ 先進国の削減率は 50%-80%の範囲であり、この違いを狭めていく必要。また、削減が免除されない途上国の削減率をどうするか検討する必要。

綿花

- ・ 綿花提案国から、具体的な提案あり（一般的な削減率より大幅削減、実施期間は一般的な実施期間の 1 / 3 等）。枠組み合意や香港閣僚宣言の政治的約束に即した結果が必要。

青の政策

はじめに

- ・ 枠組み合意で設定された上限（農業総生産額の 5%）の半減につき加盟国は受入れ可。特定品目への集中防止という考え方が作業仮説として受入れ。

青の政策全体の上限

- ・ 上限（農業総生産額の 2.5%）を実施期間の開始年から適用すべきとしている国と、5%から始めて実施期間の終了年に 2.5%まで削減すべきとしている国がある。

特定品目への集中防止

- ・ 加盟国は、新旧双方の青の政策に集中防止の規律を課すことにつき検討の用意あり。
- ・ 生産の大部分が一つの品目に集中している場合には、過度に厳格な規律は青の政策への移行を妨げるので注意が必要との指摘あり。
- ・ 特定品目の支払額の青の政策全体に占める割合を制限することで集中防止を図るべきとの議論あり。また、これでは十分でなく、当該品目の生産額に占める割合も制限するという二重の要件が適用されるべきとの意見あり。

その他の規律

- ・ 新たに青の政策を使用する国及び新たに導入する品目につい

ては、新たな青の政策の支払額はAMSの削減によって相殺されることが必要という仕組みを検討することには反対なし。

- ・ 青の政策の貿易歪曲性はAMSよりも小さくあるべきとの概念に問題を持つ国はないが、これをどのように具体化するかについては進展なし。

綿花

- ・ 綿花提案国から、綿花については、一般的に定められる青の政策の上限の1/3にすべきとの提案あり。

. 緑の政策

- ・ 現行規定の修正に関する全体的な方向性について検討する必要（基準期間の固定・更新不可の概念や途上国の特別なニーズを考慮するための変更等）。詳細な技術的議論を速やかに行うべき。
- ・ 直接支払の基準期間について、その更新が生産に影響を与えるとの認識がある一方、農業施策の変化や実行上の調整のための柔軟性が必要という指摘もある。
- ・ 途上国の関心を反映した現行規定の修正は、緑の政策の根本的な変更を意図するものではなく、より途上国にとって利用しやすいものとすること。多くの途上国では統計データに不備があるという問題に関連した提案もある。

モニタリング・監視

- ・ モニタリング・監視に関する適切な方法の確立が必要であることは一般的に受入れ。モニタリング・監視のための新たな小委員会を設置すべき、AMS水準への罰則を含む通報期限の徹底を図るべき、農業委員会通常会合に加えて定期的な各国通報の詳細調査を行うべき、といった提案あり。

. 重要品目

重要品目の数

- ・ 各国の主張は有税品目の1%からタリフラインの15%まで大

きく離れたまま。

- タリフラインの15%では農産物輸入の8割を超えてしまう可能性。一方、有税品目の1%では20タリフライン程度になってしまいが、砂糖だけでも40以上のタリフラインがある。
- このように、双方の主張とも現実的でない。当面は重要品目の取扱いに議論を集中すべきだが、各国がより率直に議論し、意見の幅を縮め始める必要。

重要品目の取扱い

枠組み合意に沿い、まず、各品目について、関税削減と関税割当拡大の双方が行われるべき（これに異議のある先進国が1つ存在）。

関税削減の乖離

関税削減と関税割当拡大の組合せの幅（スライディング・スケール）については、現時点で各国に共有されているわけではないが、関税削減が一般品目削減の25%～75%の間のことかというわけではないか。この幅を更に縮めていくことが必要。

関税割当拡大

- 関税割当拡大については、最低限の拡大と乖離に応じた拡大を追加すべきとの考えと、乖離に応じた拡大であり、一般品目削減より小さな市場アクセス改善とすべきとの意見が対立。
- 拡大のベースについては、消費量、現行関税割当数量、現行輸入量の3つの考え方があり、どれも完璧でないことを各国は認識。
- すぐに解決できる事項ではないが、現行輸入量（関税割当数量）が消費量に比して小さい場合には大きな拡大、大きい場合には小さな拡大とすることについては一定の収れんがあり、この点をさらに議論していけばよいのではないか。
- 小さな関税割当の場合には、消費量の5%まで拡大することを一案にして、他の案と比べてみるのがよいのではないか。

- 関税割当の新規創設には反対する国が多いが、新設を認める国も他のオプションを検討する用意はあるとしており、更なる検討が必要。

熱帯産品

品目カバレッジ

- 最近示された提案（中南米 8 カ国による提案）では、熱帯産品を「南北回帰線の間で生産される品目」と定義するとともに、熱帯産品リストを提示。
- 熱帯産品のリストについて3つのアプローチが考えられる。合意された網羅的なリストを作成する。個々のメンバー国が譲許表案を作成する段階で、どの品目を熱帯産品とするか決められるようにする。コアとなる熱帯産品のセットを作成し、個々のメンバー国が譲許表案を作成する段階で、他の品目をリストに追加できるようにする。
- ウルグアイ・ラウンド交渉時のリスト、中南米 8 カ国提案のリストを参考に、まず合意できる品目のリストを作成し、そこに追加すべき品目があるならばそれを特定していくという作業を進めてはどうか。

取扱い

- 枠組み合意の”完全な自由化（fullest liberalization）”の定義が多くの関心を集めているが、“fullest”が標準的な自由化より小さいものとはならないことは明らか。
- 現在の提案に掲げられている考え方として、先進国による全ての関税、数量制限等の撤廃、実施期間の短期化、重要品目への指定不可が挙げられるが、ある時点でそのポジションから少なくともある程度は動く必要がある。
- 先進国は熱帯産品の市場アクセス改善を避けるとはしていないが、他の品目より大きなものとする具体的な示唆はほとんど見られない。

- “完全な自由化”がどれだけ一般品目のフォーミュラより大きいかという観点からの作業を始めてほしい。

. 特別品目 (SP)

- ・ まず特別品目の数(タリフラインの一定の数・一定の割合に限定)について決めるべきという議論の流れ。
- ・ これまで関税削減率、階層の境界やこれらについての途上国の扱いが議論の中心だったが、特別品目は、関税削減率、階層の境界について議論する際を中心として効果的な切り札となる可能性。
- ・ G33の提案による「タリフラインの20%」を仮定の数字とすると、ある国の輸入量の98.4%を占めるというケースもあり、これでは、他のS&Dの議論が余分なものとなり、また、「特別な扱い」の議論の対象外と言わざるをえない。
- ・ 現実的なオプションとして
 - 20%より低い数字を考える
 - 取扱いの議論とリンクさせて数の問題を考える
 - メンバー間で真の意図するところ(実際に何を特別品目とするか等)を話し合う等が考えられる。
- ・ かけ離れた両極端の数字に固執すれば、指標の議論に戻るべきだろうし、譲許表交渉の段階で数字のガイダンスなしに再検討を行うというオプションもある。

. 途上国向け特別セーフガード(SSM)

対象範囲

特別な状況について対処できるよう「あらかじめ制約を加えるべきではない」との立場と、日常的に発動・適用されることがないよう「何らかの形であらかじめ制約を加えておくべき」との立場が存在。

発動基準

参照期間

(数量ベース) 固定された期間の平均とするのか、直近の期間の平均とするのか等。

(価格ベース) 直近3年間の月間平均とするのか、直近3年間又は固定された3年間の平均とするのか。

輸入形態

MFN(最恵国待遇)ベースのものに限るのか、その他のもの(枠内輸入、FTA等)も含めるのか。

救済措置

具体的内容

(数量ベース) 追加関税は譲許税率の一定割合と一定の従価税の高い方という案と、実行税率の一定割合とする、または、追加関税を付加した関税に上限(例えばUR譲許水準)を設定するという案が存在。

(価格ベース) 発動基準価格と輸入価格との差を追加関税として賦課するという案と、追加関税はUR譲許税率と新たな譲許税率の差の半分までとすべきという案が存在。

適用期間

発動後12か月という案と、その年度の年度末までという案が存在。

・食料援助

緊急食料援助のためのセーフボックス

(1) 緊急食料援助(適切な国連機関、国連統一アピール、赤十字国際委員会、関係国際人道機関と協力して活動する国際的・地域的人道機関、非政府機関又は民間慈善団体からの緊急アピールに応じて供給される援助、例外的状況下で受益国による緊急要請に応じて供与される援助)は、下記(2)を除き規律を適用しない。

(2) その他の検討されるべき規律

(i) 緊急食料援助は商業的取引とは一切結び付けられるべきで

はない。

(i i) 緊急食料援助は再輸出してはならない。

(i i i) 現物援助は完全無償。

非緊急事態における食料援助の規律

(1) 非緊急時に供給される現物食料援助は、() 要求/ニーズに基づくこと、() ニーズ評価に基づくこと、() 受益国への商業的輸出に結び付けられないこと、() 開発目的に対処するものであること、() 当該地方、地域から調達することとの条件。

(2) 非緊急食料援助は再輸出してはならない。

(3) () 完全に無償の形態で供与されるべきか、() 現金化が許容されるか、() 現物援助が許容されるか現金援助のみ許容されるかの問題については意見の収斂なし。

. 輸出信用

規律の対象となる輸出信用の形態

- ・ 直接信用 / 融資、再融資及び利子補給等の公的金融支持
- ・ 輸出信用保険又は再保険及び輸出信用保証等のリスク保証

信用供与の期間と支払条件

(a) 最長償還期間 (b) 利子支払 (c) 最低貸出金利 (d) 公的金融支持、輸出信用保証又は輸出信用保険/再保険において不払いのリスク保証の対価となるプレミアム (e) リスクシェアリング (f) 外国為替リスク (g) 自己資金調達

不適合な輸出信用による助成

- ・ 信用供与の期間と支払い条件の規定に適合しない助成は、“不適合な輸出信用”と呼ばれ、本協定が規律する輸出補助金に含まれ、禁止される。

輸出国家貿易企業

定義

- ・ ガット第 17 条の定義で十分、それでは広すぎる、狭すぎるという 3 つの異なる立場が存在。

直接的規律

- ・ 「2013 年末までにすべての形態の輸出補助金の撤廃と並行的に以下を撤廃」
 - (a) 輸出補助金：輸出国貿に対する又は輸出国貿による輸出補助金
 - (b) 政府融資：資金への特権的アクセスなど
 - (c) 損失補償：輸出国貿の輸出販売におけるコスト、負債の弁済などの補償

独占権

- ・ 独占権は、輸出補助金、政府融資、損失補償に対する規律を妨げるために用いられるべきではないことを確保するべきとの考え方と、独占権は撤廃されるべきとの考え方が存在。

独占権の S & D

- ・ 途上国は、独占権の保持に関する特別配慮を受けることができる。